

津波防災地域づくりに関する法律について

国土交通省

平成23年12月14日

津波防災地域づくりに関する法律の概要

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災
拠点市街地形成施設に関する都市計画

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等を行う。

概要

関係法律の規定の整備

- 津波防災地域づくりに関する法律において津波防護施設を位置づけることに伴い、関係規定を整備する（津波防護施設を収用対象事業に追加等）。
- 津波防災地域づくりに関する法律において津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域に係る規定を設けることに伴い、関係規定を整備する（特別警戒区域内の開発許可の許可に係る特例等）。
- その他所要の規定の整備（都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加等）。

水防法、建築基準法、土地収用法、都市計画法等の改正

法の施行に伴う津波災害対策等の強化のためのその他の措置

- 水防法の目的等の規定において「津波」を明確化する。
- 水防計画について、津波の発生時の水防活動等危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこととする。
- 国土交通大臣は、著しく激甚な水災が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、洪水、津波又は高潮により浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができることとする。
- その他所要の規定の整備。

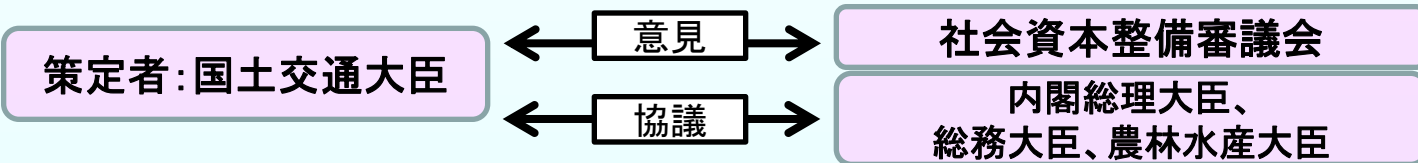
水防法等の改正

基本指針の概要

【基本指針】

- 津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的方向を示す。
- 法に基づく様々な措置の基本となる。
- 国土交通大臣が策定。

【策定手続】



【記載事項】

①津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

②基礎調査について指針となるべき事項

③津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

④推進計画の作成について指針となるべき事項

⑤警戒区域及び特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

基本指針に基づいて実施

津波浸水想定(基礎調査の結果を踏まえ設定)

津波災害警戒区域

避難訓練の実施、避難施設の確保、ハザードマップの作成等による円滑かつ迅速な避難を確保(警戒避難体制の整備)

津波災害特別警戒区域

一定の開発行為・建築物の建築等に対する都道府県知事の許可制

推進計画

地域の実情に応じて津波防災地域づくりの方針や施策等を定める

- ・推進計画区域の設定
 - ・海岸保全施設、津波防護施設等の整備
 - ・市街地の整備改善のための事業
 - ・避難路・避難施設等の整備
- 等

推進計画区域における特別の措置

- ・土地区画整理事業
- ・津波避難建築物の容積率
- ・集団移転促進事業の特例

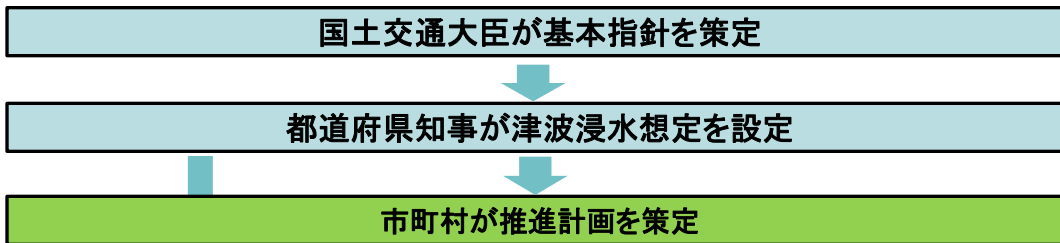
推進計画の概要

推進計画とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するため市町村が作成する計画。
- 様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせ津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて描く。

推進計画の記載事項

- 推進計画の区域
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備
 - ・津波防護施設の整備
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理
 - ・集団移転促進事業
 - ・地籍調査の実施
 - ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
の促進



地域の選択

津波から逃げる

都道府県知事が「津波災害警戒区域」を指定できる
(イエローゾーン=警戒避難体制の整備)

- ①市町村地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）に関する事項の記載
- ②市町村による津波ハザードマップの作成
- ③市町村による避難施設の指定・管理協定（承継効有り）の締結
- ④地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

税制改正

管理協定が締結された避難施設の避難用スペース等に関する固定資産税の課税標準について、5年間1/2とする。

津波防護施設の整備等

浸水の拡大を防ぐ

- 都道府県知事（一定の場合は市町村長）は、津波災害を防止・軽減する「津波防護施設」の整備・管理を行う。

税制改正

収用等に伴い代替資産を取得した場合に係る5,000万円特別控除等の特例措置の対象とする。

- 都道府県知事は、津波被害を防止・軽減するため有用な施設等を「指定津波防護施設」として指定する。

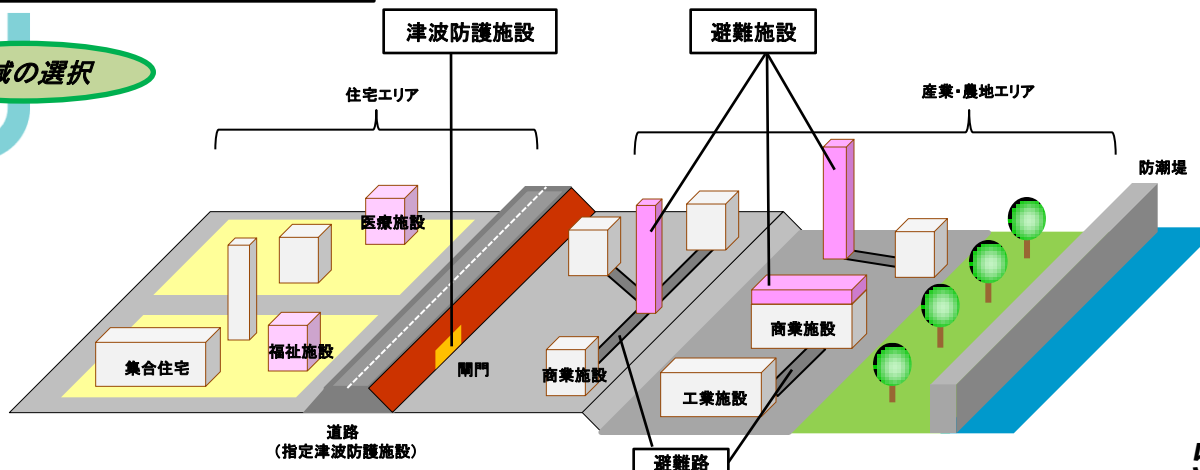
津波を避ける

都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる
(オレンジ・レッドゾーン=土地利用規制)

・病院、社会福祉施設等については、病室等の居室の床の高さが津波の水深以上であること等を求める(オレンジゾーン)。

・市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる(レッドゾーン)。

地域の選択



参考資料

津波防災住宅等建設区制度の創設

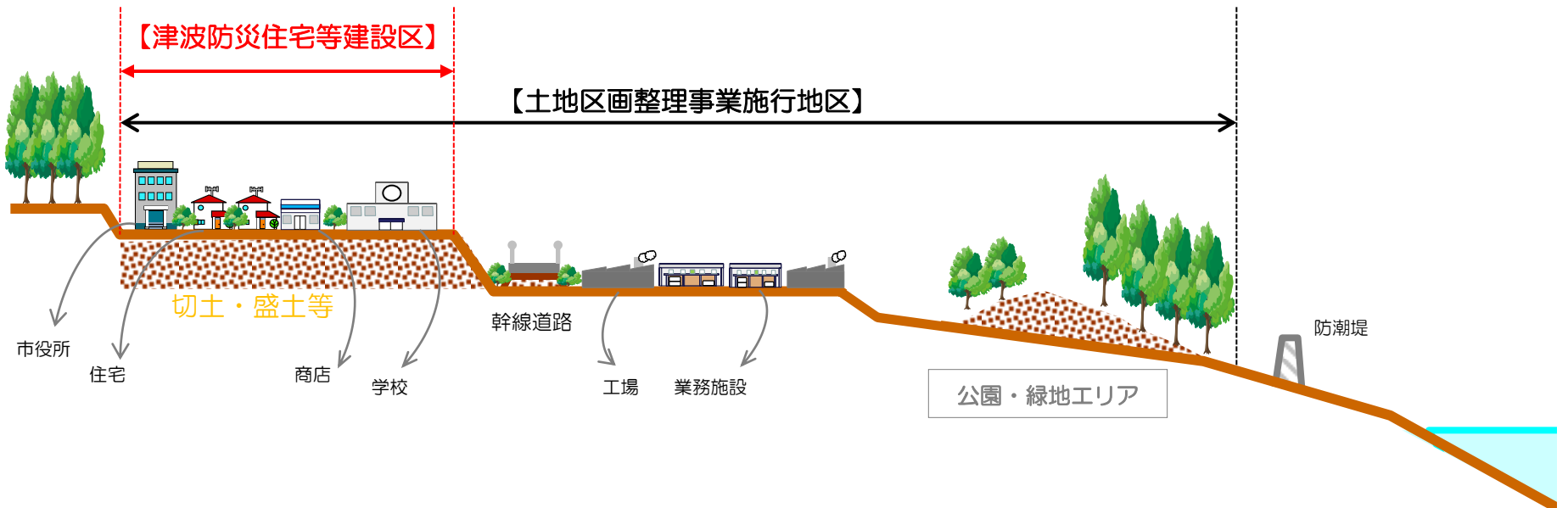
趣旨

今般の震災の被災地域では、津波により、住宅や当該住宅の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な市役所、学校、病院、商店等が壊滅的な被害を受けている。津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた、又は講じられる土地へ住宅及び公益的施設を集約し、津波被害に対する安全性の向上を図ることが喫緊の課題である。

内容

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例を設ける。

施行地区イメージ図



津波避難ビルの容積率規制の緩和

特例の目的

津波避難ビルの整備を推進するため、建築基準法の特例として、容積率規制を緩和するもの

特例措置

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する

例) 都市計画上の指定容積率200%
→220%相当に

※本規制緩和と直接関係する予算・税制措置はなし

防災用備蓄倉庫

容積率
不算入

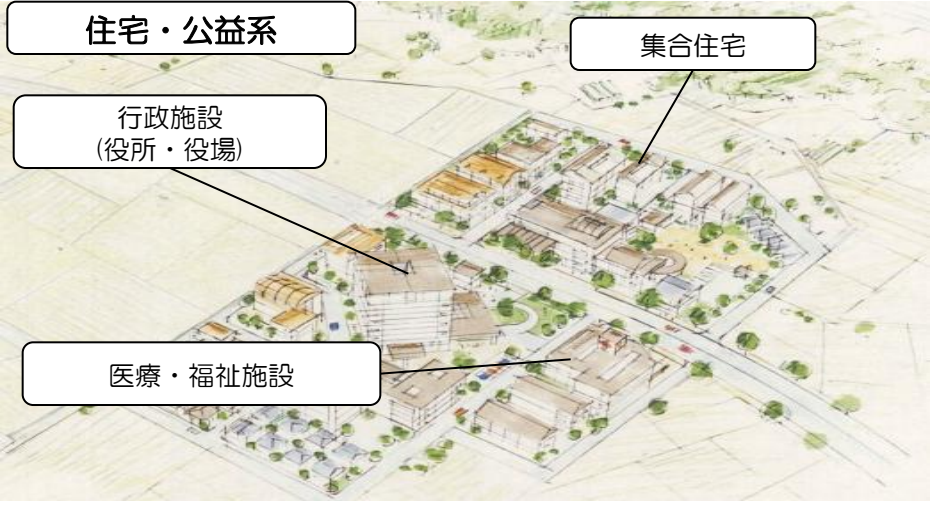
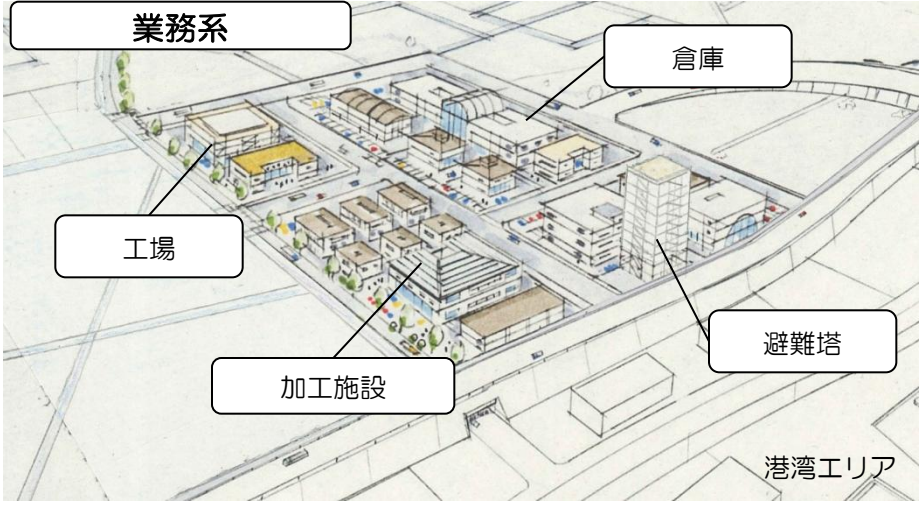
自家発電設備室

都市計画等で
定められた容積率



拠点市街地の整備に関する制度

内容 住宅・業務・公益等の各種施設を備えた拠点市街地を形成するため、これら施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする（全面買収方式で整備することを可能とする。）。



<整備手法の例>

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から用地の譲渡を受け、上物の整備を実施

・公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路等の公共施設を整備し、民間は公共団体から借地して上物の整備を実施

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (住宅・工場等)
上物の整備	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間 (譲渡)

	インフラ (道路等)	公的施設 (官公庁施設等)	民間施設 (医療施設等)
上物の整備	—	公共	民間
用地の取得・造成	公共	公共	公共→ 民間 (借地)

予算要求概要

- 内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用（拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費） ※上物等については、現行予算制度で対応（災害公営住宅・優良建築物等整備）
- 対象：被災地限定

税制要求概要

○内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等（所得税・法人税）

被災地における津波防災地域づくりに関する法律案による支援について

ポイント

東日本大震災の被災地における将来にわたって安心して暮らせる復興まちづくりを支援

津波防災地域づくり法案によって
可能となる支援

<安全・安心な復興まちづくりの支援>

- 拠点市街地の整備に関する制度の創設
住宅、公益的施設、地域の基幹産業を
成す業務施設を一体的に整備 等

<警戒避難体制の充実>

- 指定避難施設・管理協定施設制度の創設
(津波災害警戒区域内で適用可能)
- 津波避難建築物の容積率の緩和特例
(津波災害警戒区域内で適用可能) 等

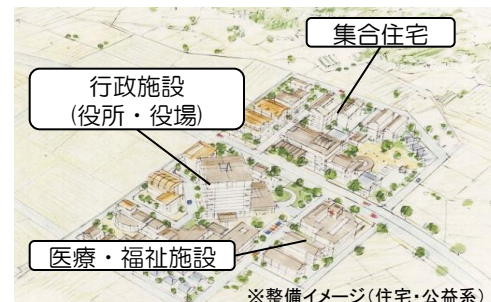
<多重防御による津波災害の防止・軽減>

- 津波防護施設、指定津波防護施設制度
の創設 等

復興関連予算・税制、東日本大震災復興特別区域
法案との一体的運用による復興支援

【東日本大震災復興関連予算】

東日本大震災復興交付金を
活用した津波復興拠点整備事業の
実施



【税制改正】

管理協定を結んだ避難施設の場合、避難用スペース等に
関する固定資産税の課税標準を5年間1/2とするよう措置

【東日本大震災復興特別区域法案と連携】

